

# 第19期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

対 処 す べ き 課 題  
株 式 の 状 況  
新 株 予 約 権 の 状 況  
会 計 監 査 人 の 状 況  
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制  
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の 体 制 の 運 用 状 況 の 概 要  
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

株式会社エスクリ

## 対処すべき課題

当社グループの主たる事業セグメントが属するブライダル業界では、ターゲット顧客層である結婚適齢期人口の減少や未婚率の上昇、及び披露宴の少人数化に伴う組単価の低下や他分野の事業会社の新規参入等、ますます競合状況が激しくなっております。そのような業界状況の中、当社グループが顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的に企業価値を高めるために、以下の課題に対処してまいります。

### 1. 感染症による影響に対する取り組み

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、2022年1月以降も一部地域においてまん延防止等重点措置が実施されるなど依然として先行き不透明な状況が続いているものの、挙式・披露宴においては、日程変更が一部発生するものの、キャンセル数は少なく、高い挙式実施率で進捗しております。2022年3月期において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、ワクチン接種が広がり始め、今後も徐々に受注状況が回復するものと想定しております。

しかしながら、緊急事態宣言等の発令及び政府・自治体からの制限要請内容によっては、受注の減少、挙式・披露宴の日程変更及びキャンセルの発生により売上高が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に備え、当面の成長投資を抑制し、金融機関からの借入等による資金調達によって手元流動性を高めるとともに、家賃・人件費等、事業推進に係る運転資金は十分に確保しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び従業員の安全を考慮し、始業前及び実務開始前の検温、出勤時のマスク着用、手洗い等を義務づけております。各婚礼施設においては、各所への消毒用アルコールの準備、定期的な設備の除菌と清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営してまいります。

### 2. 人材の確保と育成

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を積極的に実施し、当社グループの経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。特に、ブライダル関連事業における人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出及び対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

### 3. ブライダル事業における新たな収益モデルの確立

当社グループは、直営施設の出店を今後もすすめてまいります。一方でこれまでのノウハウを活かしたブライダルマーケットにおける新たな収益モデルを確立することも重要な経営課題と認識しております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴って自社開発したWEBツール「アニクリLive」や「アニクリWEBご祝儀」などを始めとしたウエディング・テックサービスの拡大、発展に加え、装置産業型の投資回収を必要としないビジネスモデルの確立などを検討してまいります。

### 4. ブライダル事業以外の事業展開

当社グループは、ブライダル関連事業の売上比率が連結売上高の約8割を占めており、ブライダル関連事業の拡大と並行して、ブライダルに次ぐ事業の柱を育成することが必要であると認識しております。当社グループの創造力豊かなスタッフの力を最大限に活かして、業界研究や事業構造分析をすすめ、事業展開の可能性を検討してまいります。

### 5. 内部管理体制の充実

当社グループは、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

### 6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、ブライダル関連事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言等の再発令並びに政府・自治体からの制限要請等により、業績に重要な影響を及ぼしました。業績は回復傾向にあるものの、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと判断しております。

当社では、業績を回復・改善させるには一定期間を要するものと見込んでおりますが、安定的な事業継続に必要な資金を確保する体制を構築していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

#### 株式の状況（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	45,648,000株	
	A種類株式	3,000株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	13,786,500株	(自己株式 277,965株を含む)
	A種類株式	3,000株	
(3) 株主数	普通株式	7,203名	
	A種類株式	1名	
(4) 大株主（上位10名）			

株主名	所有株式数	持株比率
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	1,800,000株	13.32%
株式会社 ティーケービー	1,700,000株	12.58%
岩本 博	1,029,900株	7.62%
渋谷 守浩	768,900株	5.69%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	627,200株	4.64%
有限会社 ブロックス	600,000株	4.44%
INTERACTIVE BROKERS LLC	551,600株	4.08%
吉岡 裕之	252,000株	1.87%
株式会社 SHIBUTANI ホールディングス	250,000株	1.85%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	214,578株	1.59%

(注) 持株比率は自己株式（277,965株）を控除して計算しております。

#### 新株予約権の状況

(1) 当事業年度末における当社役員が有する業務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

	名称	保有者数	行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	権利行使期間
取締役	2013年6月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権	1名	1,013円	25個	普通株式 2,500株	2016年3月29日から 2023年6月25日まで

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

2. 保有者に社外取締役及び監査等委員は含まれておりません。

3. 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償であります。

(2) 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他の必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下の通り整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内にて周知徹底する。
  - (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項ならびに一定の重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
  - (3) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
  - (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
  - (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
  - (6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、内部通報規程に従い報告する。
  - (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生の可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、代表取締役や業務執行取締役や執行役員等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制  
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
  - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。
- (2) 前号の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項  
当該使用人の人事については、取締役会と監査等委員会と意見交換を行い決定する。
- (3) 第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当該使用人は、監査等委員である取締役の指示にのみ従い、監査等委員でない取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (4) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制  
当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査等委員会に報告する。
- (5) 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制  
当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。
- (6) 第4号及び第5号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- (7) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針  
当社の監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- (8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。監査等委員は、会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

### **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下の通りです。

主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が16回出席いたしました。その他、監査等委員会は13回開催いたしました。

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

### **会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	50,000	4,725,678	989,502	△192,485	5,572,695
会計方針の変更による累積的影響額			16,692		16,692
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	4,725,678	1,006,194	△192,485	5,589,387
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△112,500			△112,500
親会社株主に帰属する当期純利益			477,676		477,676
自己株式の取得				△19	△19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△112,500	477,676	△19	365,157
当 期 末 残 高	50,000	4,613,178	1,483,871	△192,505	5,954,544

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,584	△ 12,876	△ 10,291	2,614	5,565,018
会計方針の変更による累積的影響額			—		16,692
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,584	△12,876	△10,291	2,614	5,581,710
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			—		△112,500
親会社株主に帰属する当期純利益			—		477,676
自己株式の取得			—		△19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,499	△15,141	△17,640	△643	△18,284
当期変動額合計	△2,499	△15,141	△17,640	△643	346,872
当 期 末 残 高	85	△28,017	△27,932	1,971	5,928,583

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社

ESCRIT HAWAII INC.

愛思禮婚禮股份有限公司

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社エスクリマネジメントパートナーズは、2021年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社ストーリー

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

持分法非適用の会社等 1社

主要な会社等の名称

株式会社ストーリー

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地契約による借地上的建物、及び賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	3～35年
工具、器具及び備品	2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法(5ステップアプローチ)

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

プライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

建築サービスの提供による収益は、施工中の物件等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、工事の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する進捗度を合理的に測定できる場合には、原価比例法(期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額)で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ブライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

建築サービスの提供による収益は、施工中の物件等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、工事の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する進捗度を合理的に測定できる場合には、原価比例法(期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額)で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されるが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は91百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ95百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は16百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」及び「完成工事未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形」「売掛金」「契約資産」及び「完成工事未収入金」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」のうちほとんどが契約負債となり、当連結会計年度より「契約負債」として表示することとしました。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### ①繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,593,154千円

#### (2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

回収が見込まれる金額の算定において、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づく、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングは、以下の仮定をおいて見積もっています。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当社が出店する大部分の地域において、2021年4月25日からゴールデンウィークの人流抑制等を目的に当初は2021年5月11日を終期予定として発令された第3回緊急事態宣言が、最終的に2021年6月20日まで延長され、2021年7月12日に発令された第4回緊急事態宣言においても、2021年9月30日まで延長されました。緊急事態宣言解除後については、酒類提供や営業時間等の制限が解除され、当社施設への問合せ・見学来館数の増加や、キャンセル・日程変更の減少等により受注件数及び施行件数は増加傾向にありましたが、2022年1月9日には再びまん延防止等重点措置が発令されたことによる制限により、回復傾向にあった業績も足踏みする形となりました。まん延防止等重点措置は2022年3月21日に解除となりましたが、その後も基本的な感染防止対策が継続されています。次期の見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症再拡大による、受注活動及び施行への影響が一定程度続くことと仮定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症拡大により、自粛要請や延期が発生し、今後も様々な影響が顕在化することが懸念され、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

### ②プライダル事業に係る資産の減損

#### (1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 7,743,468千円

#### (2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたって、資産のグルーピングを行い、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。当連結会計年度において、継続して営業損失が計上されている拠点について、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断し、減損損失は計上しておりません。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画に基づいており、事業計画に用いた仮定として、過去の受注及び施行実績の動向、今後の受注予測件数、施行組単価、長期成長率等があります。これらの見積りにおいて用いた仮定が、市場環境の変化により見直しが必要になった場合、将来キャッシュ・フローの見直しが必要になり、重要な影響が生じた場合は、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,693,152千円

2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

投資その他の資産のその他(株式) 173,568千円

3. 当社及び連結子会社(株式会社渋谷)においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額 8,000,000千円

借入実行残高 4,504,000千円

差引額 3,496,000千円

### (連結損益計算書に関する注記)

売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次の通りであります。

工事損失引当金繰入額 57,718千円

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	13,786,500株	—	—	13,786,500株
A種種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	13,789,500株	—	—	13,789,500株

#### 2. 配当に関する事項

##### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年9月28日 取締役会	A種種類株式	112,500千円	37,500.00円	2021年9月30日	2021年10月15日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	A種種類株式	112,500千円	37,500.00円	2022年3月31日	2022年7月15日

#### 3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 17,200株

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主にプライダグ事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	3,603,901	3,517,337	△86,564
資産計	3,603,901	3,517,337	△86,564
(1)社債(注1)	270,000	266,781	△3,218
(2)長期借入金(注2)	5,119,692	5,021,881	△97,810
(3)リース債務(注3)	463,424	460,759	△2,664
負債計	5,853,116	5,749,422	△103,694

- (注) 1. 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。  
 2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。  
 3. リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。  
 4. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「完成工事未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,124,998	—	—	—
受取手形	4,831	—	—	—
売掛金	93,170	—	—	—
完成工事未収入金	429,263	—	—	—
敷金及び保証金	367,640	1,171,144	903,504	1,161,612
合計	7,019,904	1,171,144	903,504	1,161,612

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	5,041,500	—	—	—	—	—
社債	60,000	60,000	60,000	60,000	30,000	—
長期借入金	1,405,298	1,040,868	898,183	579,700	463,018	732,624
リース債務	89,969	88,454	82,214	71,848	43,706	87,232
合計	6,596,768	1,189,322	1,040,397	711,548	536,724	819,856

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,517,337	—	3,517,337
資産計	—	3,517,337	—	3,517,337
(1) 社債	—	266,781	—	266,781
(2) 長期借入金	—	5,021,881	—	5,021,881
(3) リース債務	—	460,759	—	460,759
負債計	—	5,749,422	—	5,749,422

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
敷金及び保証金

敷金及び保証金敷金の返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	プライダル関連	建築不動産関連	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	1,033,523	1,033,523
一時点で移転される財又はサービス	18,418,794	2,520,287	20,939,082
顧客との契約から生じる収益	18,418,794	3,553,810	21,972,605
その他の収益	210,059	59,710	269,770
外部顧客への売上高	18,628,854	3,613,521	22,242,375

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)、4. 会計方針に関する事項、(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	859,673	527,265
契約資産	425,094	176,458
契約負債	2,684,596	1,606,727

契約資産は、工事契約において、期末日時点で収益を認識した未請求の工事契約に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、プライダル契約において施行前に受領した手付金、半金、残金、及び工事契約において、契約条件により受領した前受金等について、履行義務が未充足の部分に係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末
1年以内	856,610
1年超	—
合計	856,610

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 208円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 18円70銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち250,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。
- ② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

なお、①については、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、継続的な支援を得ているため、期限の利益喪失請求権の権利行使は受け見通しです。

(2) 短期借入金のうち3,504,000千円(2021年6月30日付コミットメントライン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を負の値としないこと。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	50,000	50,000	4,675,678	4,725,678	309,943	309,943
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)				—		—
剰余金の配当			△112,500	△112,500		—
当期純利益				—	664,147	664,147
自己株式の取得				—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—		—
当期変動額合計	—	—	△112,500	△112,500	664,147	664,147
当 期 末 残 高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	974,090	974,090

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△192,485	4,893,136	—	2,614	4,895,750
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)		—			—
剰余金の配当		△112,500			△112,500
当期純利益		664,147			664,147
自己株式の取得	△19	△19			△19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	△1,386	△643	△2,029
当期変動額合計	△19	551,627	△1,386	△643	549,597
当 期 末 残 高	△192,505	5,444,763	△1,386	1,971	5,445,348

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、及び賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3年～30年

構築物 6年～20年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

ブライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

#### 6. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

##### (3) ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準等」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ブライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」のうちほとんどが契約負債となり、当事業年度より「契約負債」として表示することとしました。

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,473,439千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

②プライダル事業に係る資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

有形固定資産 7,078,943千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,278,750千円

2. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下の通りであります。

コミットメントライン契約の総額 7,200,000千円

借入実行残高 4,504,000千円

差引額 2,696,000千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 6,924千円

関係会社に対する短期金銭債務 33,093千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上原価 119,592千円

販売費及び一般管理費 123,560千円

営業外収益 2,058千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	277,932株	33株	—	277,965株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (固定)	
減価償却超過額	1,634,600千円
未払賞与	81,179千円
未払事業所税	15,789千円
資産除去債務	880,929千円
税務上の繰越欠損金	2,006,436千円
リース債務	138,627千円
関係会社株式評価損	39,850千円
貸倒引当金	80,204千円
その他	103,837千円
小計	<u>4,981,455千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△159,463千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>—</u>
小計	<u>△159,463千円</u>
繰延税金資産 (固定) 計	<u>4,821,991千円</u>
繰延税金負債 (固定)	
資産除去債務	263,824千円
リース資産	84,727千円
繰延税金負債 (固定) 計	<u>348,552千円</u>
繰延税金資産 (固定) の純額	<u>4,473,439千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
評価性引当額の増減額	545.83%
住民税均等割	△21.16%
その他	△2.97%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>556.29%</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 渋谷	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 備品のリース 建築・内装工事の発注 衣裳の発注 建物管理 店舗開発サポート	建築・内装工事の発注	4,521千円	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	プライダル関連
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—
一時点で移転される財又はサービス	18,417,680
顧客との契約から生じる収益	18,417,680
その他の収益	210,059
外部顧客への売上高	18,627,740

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)、2. 収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	60,380	63,602
契約負債	2,582,287	1,563,748

契約負債は、プライダル契約において施行前に受領した手付金、半金、残金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 172円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円51銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(財務制限条項)

- (1) 長期借入金のうち250,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。
- ② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

なお、①については、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、継続的な支援を得ているため、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見通しです。

- (2) 短期借入金のうち3,504,000千円(2021年6月30日付コミットメントライン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を負の値としないこと。